

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

しが県民芸術創造館を草津市へ移管するため、しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成27年1月1日から施行することとします。